

5 消安第 4140 号
令和 5 年 10 月 12 日

都道府県家畜衛生主務部長（別記参照） 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

学校で飼育されている鳥が死亡した場合の取扱いについて

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの防疫対策については、「高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について」（令和 5 年 9 月 12 日付け 5 消安第 3195 号農林水産省消費・安全局長通知等により、万全を期すようお願いしているところです。

学校で飼育されている鳥が死亡した場合の取扱いに係る対応については、平成 16 年 2 月 20 日付けで文部科学省、厚生労働省及び農林水産省が取りまとめた「学校で飼育されている鳥が死亡した場合の取扱いについて」に基づき対応いただいているところですが、今般、文部科学省、厚生労働省、環境省及び農林水産省において、当該対応を別添のとおり見直しましたので、貴都道府県におかれましては、関係部局と連携の上、防疫対応に万全を期すようお願いいたします。

(別記)

北海道農政部長 殿	高知県農業振興部長 殿
青森県農林水産部長 殿	福岡県農林水産部長 殿
岩手県農林水産部長 殿	佐賀県農林水産部長 殿
宮城県農政部長 殿	長崎県農林部長 殿
秋田県農林水産部長 殿	熊本県農林水産部長 殿
山形県農林水産部長 殿	大分県農林水産部長 殿
福島県農林水産部長 殿	宮崎県農政水産部長 殿
茨城県農林水産部長 殿	鹿児島県農政部長 殿
栃木県農政部長 殿	沖縄県農林水産部長 殿
群馬県農政部長 殿	
埼玉県農林部長 殿	
千葉県農林水産部長 殿	
東京都産業労働局農林水産部長 殿	
神奈川県環境農政局農政部長 殿	
新潟県農林水産部長 殿	
富山県農林水産部長 殿	
石川県農林水産部長 殿	
福井県農林水産部長 殿	
山梨県農政部長 殿	
長野県農政部長 殿	
岐阜県農政部長 殿	
静岡県経済産業部長 殿	
愛知県農業水産局長 殿	
三重県農林水産部長 殿	
滋賀県農政水産部長 殿	
京都府農林水産部長 殿	
大阪府環境農林水産部長 殿	
兵庫県農林水産部長 殿	
奈良県食と農の振興部長 殿	
和歌山県農林水産部長 殿	
鳥取県農林水産部長 殿	
島根県農林水産部長 殿	
岡山県農林水産部長 殿	
広島県農林水産局長 殿	
山口県農林水産部長 殿	
徳島県農林水産部長 殿	
香川県農政水産部長 殿	
愛媛県農林水産部長 殿	

学校で飼育されている鳥が死亡した場合の取扱いについて

令和5年10月12日
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
文部科学省初等中等教育局教育課程課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
文部科学省初等中等教育局参事官(高等学校担当)
文部科学省高等教育局高等教育企画課
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課
農林水産省消費・安全局動物衛生課
環境省自然環境局総務課

学校で飼育している家きん(鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥をいう。以下同じ。)又は飼養鳥(インコ等家きん以外の鳥を含む。以下同じ。)に連続して複数死亡するなどの異常がみられた場合には、以下のとおり対応することを基本とする。

なお、国内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、学校で飼育している家きん又は飼養鳥が高病原性鳥インフルエンザに罹患する可能性が高くなっていることに留意する。

1. 複数の家きん又は飼養鳥に異常が見られた場合

(1) 家きんの場合

連続して複数の家きんが死亡するなどの異常を発見した学校は、埋却せず、直ちに教育委員会等の設置者に報告するとともに、各都道府県の管轄の家畜保健衛生所に異常家きんの届出を行い、指導に従う。

家畜保健衛生所は、検査の要否及び検査の結果について、学校に連絡を行う。

(2) 飼養鳥の場合

連続して複数の飼養鳥が死亡するなどの異常を発見した学校は、埋却せず、直ちに教育委員会等の設置者に報告するとともに、動物愛護管理主管課(都道府県・政令市・中核市の動物愛護管理行政担当組織)に報告し、指導に従う。

動物愛護管理主管課は、検査の要否及び検査の結果について、学校に連絡を行う。

2. 高病原性鳥インフルエンザが発生した場合

検査の結果、学校で飼育している家きん又は飼養鳥において高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、それぞれ以下の対応をとる。

(1) 家畜保健衛生所

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2に基づき公表されている高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表）により、迅速かつ的確な初動防疫対応を行い、まん延防止及び早期終息を図る。

(2) 動物愛護管理主管課

動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針（令和5年10月12日環境省自然環境局総務課動物愛護管理室公表）に基づき、適切な対応を行う。

(3) 保健所

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条に基づき、高病原性鳥インフルエンザに感染し、又は感染した疑いのある家きん又は飼養鳥若しくはその排泄物等に接触した者について、接触の状況に関する質問を行い、必要に応じて調査等を実施する。

(4) 学校

教育委員会等の設置者と相談しながら、家畜保健衛生所又は動物愛護管理主管課並びに保健所の指導に従うとともに、児童生徒等及び保護者に対して状況の説明や必要な指導等を行う。

また、管轄の保健所による調査が行われる場合があるため、これに協力する。

3. その他

国内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、学校は、休日等の児童生徒等の野外における諸活動を含め、以下の点について適切に対応する。

① 一般的な感染予防対策の徹底

児童生徒等に対し、手洗いなどの一般的な感染予防対策を徹底させること。

② 児童生徒等や教職員に対する飼育動物・野鳥への対応の周知徹底等

「野鳥との接し方」（別紙）を参考とした対応を講じること。

あわせて、家きんや飼養鳥、その他の動物を飼育している場合には、それらが野鳥と接触しないようにすること。このため、放し飼いは行わないようにするとともに、野鳥の侵入や糞尿の落下などを防止するために、飼育施設にトタン板等の屋根を設けたり、ネットに破れがないか点検するなどの適切な措置を講じること。また、周囲に穀類等のエサや生ゴミ等野鳥を誘引するものを置かず、清潔な状態で飼育するとともに、排泄物等に触れた際には、必ず手洗いやうがいを行うこと。

③ 正しい知識の普及

鳥インフルエンザは、鶏肉や鶏卵を食べることによって人に感染することはない。また、鳥インフルエンザは、人に感染する可能性はきわめて低いものであり、根拠のない噂などにより混乱したりせず、正確な情報に基づいて冷静に対応すること。

野鳥との接し方について

- 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場にご連絡ください。
- 死亡した野鳥など野生動物の死亡個体を片付ける際には、素手で直接触らず、使い捨て手袋等を使用してください。
- 日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。
- 野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。
- 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、ヒトに感染しないと考えられています。正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いします。

学校で飼育されている鳥が死亡した場合の取扱いについて

平成16年2月20日
文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課
厚生労働省健康局結核感染症課
農林水産省消費・安全局衛生管理課

学校で飼育している鳥(インコ等家きん以外の鳥を含む。以下同じ。)に連続して複数の鳥が死ぬなど異常死がみられた場合には、当面以下の対応方針を基本とする。

なお、国内で高病原性鳥インフルエンザが発生したからといって、学校で飼育している鳥が高病原性鳥インフルエンザに罹患するおそれが高いということはない。家畜保健衛生所、保健所及び学校は、清潔な状態で飼育し、排泄物等に触れた後には手洗いやうがいをするなどにより感染の心配はなくなることを児童生徒、保護者等に対して周知し、冷静な対応を求める。

1. 家きんの移動制限区域内にある学校の場合

- ① 連続して複数の鳥が死ぬなど鳥の異常死を発見した学校は、直ちに埋却せず、教育委員会に報告するとともに、獣医師、家畜保健衛生所又は保健所(動物愛護センターを含む。)(以下「獣医師等」という。)に相談を行う。
- ② 相談を受けた獣医師等は、学校に対して可能な限り助言を行いながら、必要に応じて検査の要否についての判断を家畜保健衛生所に求める。
- ③ 家畜保健衛生所は、検査の要否を判断する。
- ④-1家畜保健衛生所が検査の必要がないと判断した場合には、家畜保健衛生所からその旨学校宛に通知を行う。通知を受けた学校は、教育委員会と相談をしながら児童生徒、保護者等に対して十分な状況の説明を行う。
- ④-2家畜保健衛生所が検査の必要があると判断した場合には、学校及び保健所に対して検査を行う旨の通知を行い、それぞれ以下の対応をとる。

家畜保健衛生所：生存している鳥及び死亡している鳥について検査を行う。ただし、死亡している鳥については、有効な検査結果が得られることが期待できる場合

に検査を行う。死亡している鳥が既に埋却されている場合には、家畜衛生の観点から不要と考えられる場合であっても、保健所から要請があった場合には、家畜保健衛生所と保健所が連携して、十分なまん延防止措置及び感染防御措置を講じながら検査を行う。

保健所：飼養されている鳥(既に死亡したものを含む。)に過去3日以内に接触歴を持つ者に対して健康状態の把握を行い、インフルエンザ様の症状がある者に対しては、インフルエンザの迅速診断キットによる検査を実施する。当該検査で陽性となった者については、「高病原性鳥インフルエンザに関する患者サーベイランスの強化について」(健感発0202001号平成16年2月2日付厚生労働省健康局結核感染症課長通知)における「疑い例」として厚生労働省に報告を行う。

なお、家畜保健衛生所の行った検査により、鳥が高病原性鳥インフルエンザに罹患していないことが明らかになった場合には、上記の措置は必要ない。

学校：教育委員会と相談しながら児童生徒、保護者等に対して十分な状況の説明を行う。

2. 家きんの移動制限区域外にある学校の場合

- ① 連続して複数の鳥が死ぬなど鳥の異状死を発見した学校は、教育委員会に報告するとともに、獣医師等に相談を行う。
- ② 相談を受けた獣医師等は、学校に対して可能な限り助言を行いながら、検査の要否について必要に応じて家畜保健衛生所の判断を求める。
- ③ 家畜保健衛生所が検査の必要があると判断した場合には、1. ④-2と同様の措置をとる。